

宮城県派遣OJT支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内 IT 企業等の自動車産業及び高度電子機械産業に必要とされる組込みシステム分野などの IT 関連市場獲得の促進を図るため、中小 IT 企業者等が行う専門的技術及び知識の習得並びに他の中小 IT 企業者等への専門的技術及び知識の普及を目的として先進企業及び大学等教育機関に人材を派遣する事業計画について支援する「派遣OJT支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小 IT 企業者等 宮城県内に本拠を置くソフトウェアの開発等を行う企業で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者(以下「中小 IT 企業者」という。), 中小 IT 企業者で組織する企業群並びに知事が特別に認める者をいう。
- (2) 本拠 本社又は本店、製品開発拠点をいう。

(申請)

第3 本事業による支援を希望する中小 IT 企業者等は、宮城県派遣OJT支援事業認定申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出部数は2部とし、正本1部と写し1部とする。

(認定等)

第4 知事は、第3の規定による申請があったときは、本事業の認定の可否を決定し、通知するものとする。

2 知事は、前項の認定を行うに当たり、必要と認めるときは、専門家の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の認定を受けた者(以下「認定企業等」という。)の事業計画の推進を支援するため、外部の専門家や関係機関等との連携を図り、その育成に努めるものとする。

(補助金)

第5 認定企業等は、別に定めるところにより補助金の交付を受けることができる。

(認定の取消し)

第6 知事は、申請書に虚偽の記載があったとき又は認定企業等が事業計画を推進していないと認められるとき、その他事業計画に対する支援が不適当であると認められる事情が生じたときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第7 知事は、事業の実施状況等について、認定企業等から報告を求めることができる。

2 知事は、特に必要と認めるときには、認定企業等に対して、業務状況を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。